解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年六月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月十日

広島県廿日市市宮島口西二丁目五番一八号
医療法人酒井内科医院
清算人　酒井　憲子

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年九月十九日佐賀市長の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月十日

佐賀県佐賀市兵庫北六丁目一番一〇号
兵庫北土地区画整理組合
代表清算人　野口儀次郎

配当公告

岩手県奥州市水沢区西町二番三八号
破産者　株式会社ヤマガタ

右の者に対する盛岡地方裁判所水沢支部平成二十五年（フ）第六号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金五六〇、八〇九、二三五円
一、配当することのできる金額
金九四、三九七、二五四円

平成二十六年十月十日

岩手県奥州市水沢区佐倉河字東広町四二番地
破産管財人　弁護士　加藤　文郎

配当公告

岡山県笠岡市笠岡五九四六番地三
破産者　關藤　篤志

右の者に対する岡山地方裁判所平成二十五年（フ）第一〇六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二、四七七、五六四、〇二二円
一、配当することのできる金額
金四二、一五二、八二二円

平成二十六年十月十日

岡山市北区富田町二丁目一三番一二号コートサイドビル二階　うえにし法律事務所
破産管財人　上西　芳樹

配当公告

愛媛県東温市見奈良一二四三番地二、住民票上の住所徳島県三好郡東みよし町加茂一八七八番地二
破産者　田岡　誠二

右の者に対する徳島地方裁判所美馬支部平成二十五年（フ）第三二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二七八、五六六、三二八円
一、配当することのできる金額
金五六、三〇九、三七一円

平成二十六年十月十日

徳島県徳島市徳島本町一丁目一五番地
破産管財人　吉成　務

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路市星が浦北三丁目二番、最後の住所北海道釧路市星が浦北三丁目二番三号
被相続人　亡　北谷　昌則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十日

北海道釧路市南大通二丁目二番一六号壁屋ビル二階　釧路ぬさまい法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤川　拓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字村元四〇番地、最後の住所青森県南津軽郡藤崎町大字西豊田二丁目一一番地一
被相続人　亡　中村　ひさ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十日

青森市長島三丁目一八番六号　小野法律事務所
相続財産管理人　弁護士　清水　和秀

平成二十六年十月十日

群馬県高崎市下豊岡町三四一番地二
相続財産管理人　弁護士　内田　欣治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市中央区上落合五丁目七二四番地、最後の住所埼玉県さいたま市中央区上落合一丁目六番一―四〇六号
被相続人　亡　中西　久光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十日

事務所さいたま市中央区本町東二丁目一一番七号　さいたま新都心法律事務所
相続財産管理人　弁護士　久田　勝也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県羽生市北一丁目四七番地、最後の住所埼玉県羽生市中央二丁目四番三四号　グリーンミユキ羽生六〇四号
被相続人　亡　久保田宏重

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十日

埼玉県熊谷市本町二丁目七六番一号　第百生命熊谷ビル四階
相続財産管理人　尾高　忠雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市南区西中町一丁目二三番地、最後の住所横浜市鶴見区江ケ崎町二番四二号　新鶴見ホーム
被相続人　亡　岩山　和正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十日

横浜市中区日本大通一八　KRCビルディング五階
相続財産管理人　弁護士　三浦　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県牡鹿郡女川町竹浦字竹浦五八番地、最後の住所宮城県牡鹿郡女川町竹浦字月浜五四番地の二
被相続人　亡　阿部　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十日

宮城県石巻市鋳銭場四番一六号　コーポいわき二階　うみかぜ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　高橋　拓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県相馬郡尾浜村字須賀畑一〇七番地、最後の住所福島県相馬市尾浜字須賀畑一〇七番地
被相続人　亡　佐藤　文吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十日

福島県南相馬市原町区南町一丁目一番地松本ビル三階若杉裕二法律事務所
相続財産管理人　弁護士　若杉　裕二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県足利市葉鹿町二九九番地、最後の住所栃木県足利市借宿町一一番地九
被相続人　亡　二宮　敏郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十日

栃木県小山市神鳥谷五丁目一七番七号弁護士法人ひととのや法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田中　真

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市三河町二丁目一六番地、最後の住所群馬県高崎市問屋町一丁目七番地三ベルジ高崎
被相続人　亡　遠藤　晴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。